

理工学研究科早期修了に関する内規

制 定 2018年12月19日
理工学研究科教授会

(趣旨)

第1条 この内規は、成蹊大学大学院理工学研究科規則第14条の2第2項の規定に基づき、早期に修了を希望する者(以下「早期修了希望者」という。)に対して課程の修了(以下単に「早期修了」という。)を認定することに関し必要な事項を定める。

(要件)

第2条 早期修了の認定を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本人が早期修了を希望していること。
- (2) 修了に必要な単位をすべて修得し、かつ、必要な研究指導を受けていること。
- (3) 成蹊大学大学院学則第11条の2第3項の規定により算出された評定平均値が3.0以上であること。
- (4) 博士前期課程の研究の成果が、当該研究分野に関して、特に優れた資質及び能力を示すものと判断されること。
- (5) 修士論文の審査の結果、合格と判定されていること。

(登録)

第3条 早期修了を希望する者は、1年次の前期開始時点において、早期修了希望の登録を行わなければならない。

2 前項の登録をすることができる者は、成蹊大学理工学部の卒業生であって、成蹊大学在学中に別に定める要件を満たし、かつ、研究科教授会が十分な研究能力を有すると認めた者でなければならない。

(履修指導)

第4条 前条の登録を行った者は、指導教授から履修指導を受けなければならない。

(希望登録の取消し)

第5条 早期修了希望を登録した者が、当該登録を取り消す場合には、速やかに届け出なければならない。

(修了の時期)

第6条 早期修了の時期は、3月31日とする。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則 (略)